

特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る 配管、管継手及びバルブ類の基準

平成二十年十二月二十六日
消防庁告示第二十七号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十四条第一項第十号ハの規定に基づき、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類の基準を次のとおり定める。

特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類の基準

特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類の基準は、次のとおりとする。

- 一 配管は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第十二条第一項第六号ニの規定に準じて設けること。
- 二 管継手は、規則第十二条第一項第六号ホの規定に準じて設けること。この場合において、同号ホ（イ）中「管又はバルブ類を接続するものの当該接続部分にあつては、金属製であつて、かつ」とあるのは「管継手は」と、同号ホ（ロ）中「管を接続するものの当該接続部分にあつては、合成樹脂製であつて、かつ」とあるのは「管継手は」と読み替えるものとする。
- 三 バルブ類は、規則第十二条第一項第六号トの規定に準じて設けること。
- 四 前三号の規定にかかわらず、配管、管継手及びバルブ類であつて、火災時に熱を受けるおそれがある部分に設けられるもの以外のものにあつては、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第十六条に規定する基準によることができる。

附則

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する